

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷二十三第

行發日一月二年六和昭

論叢

不動産貸營業の地方間課税 法學博士 神戸 正雄
幕末に於ける幕府產物會所設立計畫について 經濟學博士 本庄 榮治郎

時論

新地租方案を論ず 經濟學博士 汐見 三郎
率勢米價に就いて 經濟學士 蛭川 虎三

說苑

獨逸中工業金融機關の Industrieschaft 經濟學士 楠見 一正
米の銘柄別短期清算取引を評す 經濟學士 今西 庄次郎

雜錄

消費組合による米の配給 經濟學士 谷口 吉彦
段別割の存在理由 經濟學士 安田 元七
支那經濟の衰退とその復興問題 經濟學士 大上 末廣
近江日野町志を讀みて 經濟學士 菅野 和太郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第二十一卷乃至第二十二卷論題索引

(禁轉載)

幕末に於ける幕府産物會所設立計畫について

本庄 榮治 郎

一、緒言

徳川時代の後半以後、貨幣經濟の發達となり、町人は新しき富を集積して士農兩階級に對立し自然經濟の上に立脚せる士農兩階級は經濟的窮乏に陥つた。この經濟上の變化に應せんがためには、士農兩階級も、幕府諸藩も自ら町人化せざるを得ざるに至つた。遠山景賢が『先大夫士庶人を富さんと欲せば、金銀の權を商賈に執らるべからざるなり』とて金融業を官府の手に收むべきことを論じ¹⁾、また「收米權上書」に米權を官に收むべしとなせるが如き²⁾、何れも之によつて政府の財力を伸展し、町人の權を控えて官權を確立せしめんとするものに外ならぬ。

事實上に於て幕府諸藩が經濟上の變化に順應せんがために町人的行動を執つたことは、幾多事例の存する處であるが、かの專賣類似の制度や、國産會所設置の如きは即ちその一面を示すものであらう。「經濟錄」に曰く

『今の世の祿ある士大夫も國君も皆商賈の如く、偏に金銀にて萬事用を足す故に、如何にもして金銀を手に入る計を爲す

1) 利權論 (日本經濟叢書、第十一卷、521頁)

2) 日本經濟叢書、第三十二卷、339頁

是今の急務と見ゆるなり。金銀を手に入る術は、賣買より近き事なし。當代にも昔より賣買にて國用を足し、祿食に代ふる國あり。對馬侯は小國を領して僅二萬餘石の祿なるが、朝鮮人參其他諸の貨物を甚だ賤く買入れ、一國に占めて甚だ貴く賣り出す故に、二十萬石の諸侯に比して猶餘裕あり。松前君は松前を領して七千石の祿なるが、國の土産と蝦夷の貨物を占て賣る故に五萬石の諸侯も及ばざる程の富なり。石州の津和野侯は四萬石餘の祿なるが、板紙を製出して是を占めて賣る故に十五萬石の祿に比す。同州濱田侯も津和野侯に倣ひて板紙を造り出す故に、五萬石の祿にて十萬石餘の富をなすと云へり薩摩は本より大國なれども、琉球の貨物を占めて賣り出す故に、其の富有海内に勝れたり。中華の貨物も琉球に傳へて薩摩に來り、薩摩より此方の諸國に流布すること多し。對馬・薩摩・松前は皆外國の貨物を占めて一國より賣出せば他の諸侯の比類する所に非ず。津和野・濱田の如きは其土地の産物を占めて各一國より賣出して國用豐饒なり。新宮侯は紀伊の上郷にて三萬石の祿なるが、熊野の山海物産を占めて賣り出して富十萬石に比すといふ^{三)}と。

各藩における專賣制度は徳川時代の初期より存するが、中期以後に盛んであり、吉宗以後多く設けられた各地の國産會所は、早くは、生産獎勵の意味を有せしものであるが、後には國産の賣買に關するもの、即ち專賣類似のものとして考ふべきものが多くなつた。幕府は物價政策の方面から屢々産物の賣買を禁し、天保十三年十月には畿内中國西國四國筋の諸藩に命じて國産品の專賣を禁してゐる(註)。是れ天保改革に於ける問屋組合停止の翌年に行はれたものであつて、物價引下政策として行はれたものであることは明かである。然るに幕末に至つて幕府自ら産物會所の如きものを設け、專賣類似の方法を行はんとした。之は天保十三年の如き物價政策として行ふものではなく、その目的は之によつて商人の權を挫き、幕府の財力に資せんとしたものである

が、その形に於ては天保十三年に各藩に禁せしことを、今や幕府自ら行はんとするに至つたものである。

(註)『大目付』

近來五畿内中國西國四國筋國々領主地頭におゐて自分の産物は不及申、他の國産をも夫々手段を以て買集、賣荷を藏物に引直し、藏屋敷え園置、相場高直の砌相拂、又は銘々出入の町人共に爲賣捌、賣同様の及取計、依而は領主地頭の權威を以他の賣買え差障、或は無謂他所の者より冥加銀等差出候哉之趣も相聞、以の外の事に候。尤諸色直段引下げ方の儀に付追々相觸候趣も有之候上は、領主地頭におゐて前書惡弊早々改革可有之は勿論に候得共、萬一是迄の仕來に因循いたし不頁の取計於不相止は糺の上急度可被及御沙汰候。
右之趣可被相關候。

二、安政二年の産物會所⁴⁾

幕末における産物會所については、安政二年十一月と慶應元年十一月との二例がある。何れも計畫であつて實現したものではなかつた。

安政二年十一月四日老中阿部伊勢守より評定所一座、大目付、御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役へ渡された評議書に曰く

『近年來諸國地震津浪等の天災打續且諸夷屢入津致し、殊に此度江戸表大地震に付ては世上の膽氣大に折け、此儘被差置候はゞ彌以國家の衰弱相増御國勢復古可致様も無之、畢竟公邊御勝手向累年莫太の御物入にて御繰合不宜、其上諸夷の御手當は暫時も難被差置候間、此後の御入費は尙更顯然の儀に有之、諸家連も同様積年散財相續、何れも疲弊致し居候上、此度の

4) 日本財政經濟史料、第七卷、816頁

5) 市中取締續類集、諸家國産の部、第四

地震にて上下一層の氣力を落し候事故、方今の急務は富國強兵の外有之間敷、然る處尋常の御處置にては逆も可相届様無之當節の場合實に不容易時勢に付、何れにも非常の御處置有之度、就ては諸國より出候産物類御料は御代官私領は領主地頭より江戸表に直に運送爲致、都合宜場所相撰諸國産物會所と申名目にいたし、四五ヶ所も御取建有之、右運送の諸品物其處におゐて直に爲賣捌、尤御代官は手附手代諸家よりは家來差出し町人共は直に賣捌、諸家御旗本御家人の向も産物相求度望のものは、小買等も勝手次第爲賣渡、公儀えは産物賣上高に應じ冥加上納金爲差出、諸雜費の御入用に相充候はゞ御益にも相成、且諸家にては出産の品賣に相成候はゞ、大坂商人共を始津々浦々に利分相掛候儀相省き利益不少儀に可有之候。右様相成候得は大坂商人共は申に不及江戸表巨商共も根本より賣崩され候に付、賣買等一切出來不申、定而難澁中立相騒可申候得共、いづれ一方宜と一方は不宜道理に候間、夫等の事に食着いたし候ては何事も出來いたす間敷、且商人の難澁は、難澁に相違有之間敷候得共素より利にかしこきもの共故、決て他見より考候程には有之間敷、又何とか工夫いたし活計の致方はいくらも可有之、尤江戸大坂町奉行等より申諭方は精々相違候筈に候。乍然餘り商人共騒敷事にも至り可申候はゞ、先試のため年限を定被仰出候はゞ子細も有之間敷や、一體是迄大坂の巨商は勿論、江戸の大戸にて自在に天下の財寶を握り、諸大名始め過半金主に相頼大利を貪られ、却て彼等の爲に公務を相勤候様成行候は國産の利潤を奪れ、實主所を換候より、全武家衰弱に至り候儀に有之、今般は根本より立直され候はゞ武家の威權商人に奪はれ候儀無之、商人共も身分を願、四民各其分に安じ候はゞ質素節儉の御教令も是より行はれ可申、非常の時には非常の御所置無之候ては御國家御更張の期有之間敷候間、厚く勘辨評議いたし早々可被申聞候事』

之に對して評定所一座よりの答申は(二年十二月)先づ老中よりの評議書の趣旨は尤であり、非常の際には非常の處置に出づるは止むを得ざる處であるが、非常なればとてその狀勢を察せず見通しの付かざることとは小事と雖、成り難きことであるから、熟議を遂げた旨を述べ、さて第一段に

江戸には産物と稱するものなく、米は御料私領より回送し、鹽噌炭薪吳服類其他は收納の金銀を以て買上げ、町人共は右を目當てに諸國の産物を引受賣捌くものであるから、年々年貢筋にて江戸へ集りし金銀は、やがて武家より町人の手に渡り、夫より農民へ戻るわけであるから、國民が質素にその分限を守らば、假令非常災害ありとも現在の如く武家困窮に陥ることなかるべきであるが、世上奢侈となり、武家も定式の收納にては足らざることとなり、種々の手段を以て借金をなし、農民は先納金、用金を申付けられ、凶年の救方行届かず追々衰へ、田畑は質地に差入れ、或は江戸へ出で、商人となるもの多く、之に反し町人は世上奢侈に従つて種々なるものを作り出して高價に賣出し金銀を貪るに至る。而も武士農民には收納作徳に限度あるも、町人には利潤に制限なきため、武家農民は愈困窮に陥るに至つた。享保度に物價引上を制するため、商人に仲間組合を造らしめ、賣買を禁じ、高價に賣出さざる様取締の方法を立てられたが、仲間成立し、相互に吟味し合ふ姿となり、彼等の申合せ行届くこととなり却て物價引上の結果を見るに至つた。かくて遂には町人の力を籍らずしては政務を行ふ能はざるに至つたものであるとて現在の狀勢に至る來由を述べ、第二段に入つて、然らば富國強兵の策は如何といふに、それは奢侈手重の儀を禁ずると、商賈の權を挫くとの二つであるが、産物會所取建の案については、それは必ずしも適當でないとしてゐる。即ち（イ）諸國産物を殘らず江戸へ運送しては江戸大坂の商人のみならず、

各國すべてに差支を生ずるであらう。蓋從來國內の産物が悉く江戸に集まりしわけではなく、各地域下市場等に持出し各地有無相通せしものであり、例へば『近く野州宇都宮邊にては多く土地の米は酒に造り江府え相廻し、會津米を食用に致し、甲信兩國は織物出來候得共、鹽噌類は上方筋より相廻り、且信州路には中馬と唱候稼致し候もの數多く有之、産物を附け宿々附通し、三州尾州邊迄も罷越、戻り馬には先々の産物を附持越候やに及承候間何れの國にも右様の仕來可有之』、然るを一旦不殘江戸へ取集め、更に地方へ散しては運送が二重となり、手數運賃等餘分に懸るのみならず渡世に離るゝものも少くはあるまい。然らば（口）從來江戸大坂へ廻送された品のみにつき右の仕法をとらば如何といふに、諸品を代官領主にて取扱ひ、然る後町人に賣渡すに於ては、諸色の内、賣口遠き品、又は久しく圍置ては用立ざる品も出來、且火災其外臨時の損失もあるから、一旦公邊又は領主にて買上げ、代金を荷主へ渡さなければならぬであらう。領主地頭は窮乏の際であるから、拜借金を願ふ者も出來るであらうし、そうすれば自然江戸大坂に集りし貨物は殘らず幕府にて買上ぐると同様の結果となり、莫大の用意金なくては到底實行し得べからざることである。殊に諸家に於ては江戸大坂の巨商より國産を引當に前借をなせるもの多く、右借金等は當分据置にでもせなければならぬが、かくては一時金融に差支、家業繼續困難のものも出來、餘程の決心なくては實行し得ざる處である。然らば如何なる方法によつて商人の權を挫くべきかに

ついては第三段に入つて之を述べてゐる。即ち其方法は問屋仲間の禁止之れである。即ち曰く

『假令漸々なりとも町人の權を挫候はゞ其儘被差置候よりは可然、就ては仲ヶ間組合之儀天保度一旦停止冥加運上御差免相成候處、矢張物價高く取締不宜由を以、去る子午文化度以前の姿に復古、冥加運上は彌相納候に不及旨被仰出候儀に候得共復古致し候ても物價不引下候間、第一右は猶又停止被仰付可然哉。(中略)右を相制候丈けの御仕方にて江府大坂兩所とも場所見斗、海陸に會所三四ヶ所御取建、荷物取引は是迄の通、元方と町人共相對にいたし、着荷の節は船廻しの方は海岸會所駄荷の分は陸地會所にて必品を改、買方より直段書差出置、且右體取計候には役々出役其外會所入用も相懸候間、荷數又は直段に應じ運上御取立、詰り是迄問屋共の口錢丈を御益并會所入用に振向候様の仕方にては如何可有之哉、尤右様相成候上元方のもの共々速々申諭、代金渡は品物御拂次第の積にて會所直拂に願はせ、右の分は御書取に准じ候取計にいたし、又は御縁合宜節は實用の品の内、何によらず元方より御買上げ御拂にいたし、市中相場を賣崩し候様にも取計、其外臨時に高直相成候品有之候はゞ、兼て改置候直段、并品物仕入元高取調、格別の利潤を貪候ものは其品取上、身上に應じ重き過料杯申付候はゞ自然外は町人共の權を挫き御益にも相成可申歟。』

即ち一方に仲間組合を廢止し、他方に江戸大坂入津の貨物を會所にて改め、物價引上げざるやうにし、入津貨物に對する運上として從來の問屋口錢を幕府に收めんとするものであるが、この方法は商權回收の目的よりも寧ろ物價政策に重きを置き、それに商權回收を加味したる答申の如くに見える。

右の答申に對して町奉行(池田播磨守)は問屋組合停止に反對であつたので、其部分を除き、武家方にては彌以質素節儉をいたし、成るべきだけ町人共へ用達金等申付ざるやう心掛け、町人共は

其筋にて精々探索し、高直に賣出したる品あらば元直段等を改め、格別利潤を貪りし者は其時宜に應じ、急度處分すること、せば、武家の權威も立ち、自然少しは町人共の權を挫くこと、もなるであらうこの文言に改め再び回議に附すること、なつた。

次に寺社奉行は老中よりの諮問并に評定所の答申に對して、その意見を勘定奉行(本多加賀守)に述べてゐるが、先づ諸國產物全部を江戸へ廻送する場合、并に江戸廻し產物のみについて仕法する場合については、評定所の答申に至極同意なれども、問屋組合を停め江戸大坂兩所へ會所へ建て、貨物改めを行ひ運上取立については『問屋共の口錢を公儀え御取立相成候迄にて聊の御益には可成候得とも、矢張運上爲差出候儀に候得ば、是又物價引下げ候場合には至り申間敷、左候得ば公儀御益は聊にて世上一統高價の諸色買上候様相成、益武家の困窮を招候筋に相當、何分可然とは難申』としてゐる。然らば如何なる方法をとるべきか。之に就ては寺社奉行の答申は、富國強兵策は『天下の財寶を掌握いたし候商人共の權を不取上候ては右御趣意も難相立』は明かであるが、然し一時に取控きては種々差障を生ずるであらうから『諸國產物取引は是迄の姿に被差置、物價引下げ方のため公儀并諸家にも國産の内、土地差障其外差支無之品は御代官領主地頭の見込を以、江戸其外可然場所え會所取立、又は屋敷々々等にも都合次第取捌、公儀にては八丈島產物會所等の振合に見合(註)會所御取建、元方え代金御下げの上、直に右會所え諸荷物差向、是迄市

中より御買上相成候公儀御用の品々可成丈御差止、會所着荷の内より御遣方にいたし、其餘の分は武家町方の無差別御拂ひ被成遣、町人共の内請賣致度相望候ものえは是又御拂直段を以被差遣、右代金の内御益相成候分會所諸入用の外は都て御國備に相充^レて領主地頭の分も右に准ずることゝする。此仕法にして出來上らば諸組問屋共の取引も正路となり、右御拂直段に見合せて諸物價自ら下落するであらう。かくて會所へ引上げたゞけは問屋共の引請荷物を減せしわけであり、それだけ商人の利權を挫きしことゝなる。この方法ならば公儀并に領主地頭において其所の國産を賣捌きしわけで、名目も正しく町人共も強ひて故障を申立つることあるまじく、此仕法が追々盛大ならば、會所へ引上ぐる品も追々増加し、ゆくゆくは國産諸品は大方は武家より町人共に請賣するやうになり、諸色相場も武家の掌握する所となり、町人どもの利權を奪ふことゝもなるであらうとし、實施の曉の御觸案までも添へて答申してゐる。

(三年二月)
答申

(註) 茲に所謂八丈島産物會所の組織については未だ明かでないが、「伊豆七島調書」⁶⁾に八丈島に關して『御年貢納五百四十七反毎年定納仕候。右御用船江戸出帆之節船中爲用米壹艘へ米八十石宛相渡、用米相残り候得者、島着の上、惣百姓へ割賦仕、石代り織物にて翌年返納仕候。鍋釜大小四百二十三、隔年に御買上にて被下置候。惣百姓割賦仕、代り織物にて翌年返納仕候』とあることは多少の参考となるかと思ふ。

町奉行も組合停止のことを除き前記の如き訂正が行はるゝならば異議なき處であるが、寺社奉行が別異の意見を提出したるについては、元來問屋組合商法筋に關することは専ら町奉行の管轄

6) 史料通信叢誌、第五編前、25頁

に屬するものであるから、その意見も之を提出するを可とし、改めて勘定奉行に之を上申してゐる(三)。その内容は、先づ天保十二年の間屋組合停止の無効なりしこと、翌十三年に諸家産物專賣を禁じたること、嘉永四年の間屋再興、冥加上納停止、同六年浦賀表へ異國船渡來、米穀初め日用品拂底差支に相成らざるやう申諭せしこと、安政二年十月の地震出火以來諸色潤澤方直段引下方、殊に材木類急速潤澤に致すべき旨命せられたること等の沿革、并に組合再興の目的并に結果等を述べたる後、諸國産物を江戸表へ直送するには元方仕入金を交付する必要あり、海上難破船の取計方、損失の見込等もあり、彼是差支の筋があつて行ひ難く、また『諸問屋組合の定無之諸品武家の進退に相成候ては、御當地入津高取調は勿論、以後非常の災害有之候節、市中御救筋諸色潤澤方等取計向、私共におゐて見居無御座、其上再興後いまだ十ヶ年も不相立内、猶又停止被仰出候ては、町人共都ての取引を危踏金銀融通に差響』き、結局武家の差支となるべく、組合停止は然る可らざることであるから『問屋組合の義は先づ是迄の姿に被差置、尤兼て觸申渡置候通り諸色高直に賣捌、格別の利潤を貪り候ものは夫々吟味の上、御仕置御答等申付候儀に御座候得共猶此上精々探索いたし、買、賣等致し候者有之候は、速に吟味取掛候様可仕哉と奉存候』と述べてゐる。

尙辰五月の町奉行よりの「國産賣捌方之義に付申上候書付」には、諸家國産が「領主地頭の取扱

に相成候共、町人の助力を借不申候ては、仕入金の才覺且相場買積注文等の懸引不馴にて、不行届候間、會所出來候迎、商人の權を挫、武家の衰弱を立直候義には至申間敷、都て書面の論にては良法と相見候ても實地を踏候得ば案外の故障有之』云々と述べ、新法は差支の筋多く有害無益の義に至り申すべきかと説き、更に問屋組合停止并に再興の際の事情等を述べて居る。

かくの如く議論區々に分れ、一途に決することを得ざりしたため、この計畫は實現するに至らざりしもの、如く考へられる。

三、慶應元年の産物會所

産物會所計畫の第二は慶應元年十一月のことである。即ちその月三日池田播磨守、山口駿河守(町奉行)小栗上野介、井上備後守、駒井甲斐守(勘定奉行)増田作右衛門、星野祿三郎(勘定吟味役)より「諸色會所取建方の儀に付相伺候書付」を差出したが、その内容は、昨年来物價格外騰貴したるため取調所を設け、直段引下げ方を夫々嚴重に取調べ、申諭し等の結果一時直段を引下げたるも、又々次第に騰貴するに至つた。その原因は『貨幣の品位を賤く取極候儀を始、世上奢侈に相成、無益に百物を遺捨候儀と奉存候得共、右而已にて斯迄騰貴可仕理も有之間敷、全國事御多端之處より自然商法も取締向相弛、利權下に移候より奸商其虛に乗、買等仕、或は元方よ

7) 諸色會所取建方の儀に付伺(雜件録所收)

り申合無謂物價引上候儀も可有之』奸商の一二を所罰するも到底『利權を上に御掌握被遊候儀にも難至』さりどてこのまゝ打棄ておくべきにもあらず『再三再四評議仕候處右の弊を一洗仕候には利權を上に御掌握無之ては、逆も行れ不申、其利權を上へ御掌握被成候には産物會所御取建の外有之間敷』と述べて居る。これによつて見れば、この計畫は物價引下策としてあらはれたものゝ如くであるが、結局は商權を官府に回收することを以て根本方策とし、それがためには産物會所を建てざる可らざることを云へるものである。

然らば如何なる方法によつて産物會所を設立すべきか、それについては『右仕法は即各國に廣被行候貿易會舍の法に御座候。此會舍の法大略を左に申上候』として説ける處は、『譬へば江戸表にて運漕辨理の地え會所四五ヶ所取建、納屋等多分に取建置、是迄問屋渡世の者ども人撰の上、會所附屬の小吏と仕、御用向爲取扱候積り。大坂表も右同様。其他奈良、堺、山田を始、中國九州何れも都會の地には其所に應じ會所取建候積、東北國の分は江戸表より直引會の積り』とある。

而して將來は諸品一般に取扱ふ積りなるも、そは容易ならざる大事業であるから、當分は米穀を始め日用品のみを取扱ふこととし、『公儀より何程か御下げ金有之、町人共の内より右會所へ差金爲致、右益金の分、出金高に應じ夫々平等の益金を爲取遣、外一步を會所積金に仕、非常の節手當方に仕候積』とあつて、從來の問屋をして會所附屬の吏員たらしめ、官民共同出資の方法に

よりて經營し、利益金の一步を積立金とし、他は出金高に應じて配當すべきものとしてゐる。

次に(イ)右會所にて取扱ひし品は同所より問屋仲買へ拂下げ前金等も元方へ貸渡し遣はすこと、(ロ)他の問屋へ直送し來りし貨物については其問屋より送狀相添、右會所へ届出でしめ、廻船方よりも同様になさしめ、大坂にて仕切し分も亦同様の手續をとりしめること、(ハ)諸家産物の類にて借金の引當となれる分は別に仕法を立てること、即ち該産物を會所へ積送りし場合は、産物直段仕切を立て惣高の何歩を金主へ交付し、殘額は會所より代金を支拂ふこと。

かくの如き方法をとらば正路に商賣を營める者は必ず右會所へ加入し差金を願出づべく、奸商は彼是迷惑するより最初は葛藤を生ずることあるべきも、三五年の後には必ず落付くことであらう。仍て右仕法を採納あらば其旨御下知ありたく、然る上は猶委細の義取調、上申すべし、依て一同評議し此段伺ひ奉ると論結してゐる。

この伺に對し同月廿日『伺之通被心得候事』との指令があつた。そこで炭薪、水油、蠟燭、鹽味、茶、雜穀、紙、材木、鐵物の十種につき『右諸色會所御取建に付問屋共の内、會所附屬に被仰付候間相應のもの兩三人宛人撰』することとなり、隱密廻より調査の上、人名を録上し、十二月に入つて町奉行其他連名にて右適當の人物に會所附御用達を仰付けられ度きことを上申し、更にまた伺書を呈して御府内運漕便利の地へ會所四五ヶ所も取建て、納屋等も補理すべき筈である

が、先づ試みとして一ヶ所取建、問屋中適當のもの共を呼出し談判仕り、其渡世向の模様を篤と聞き糺したく、就ては會所御用向取扱所并に諸問屋共呼出取調所等相兼ね、濱町元清水屋敷、當時松平三河守屋敷の儀は船附もよく便利の地であるから、右屋敷并家作等上地せしめ會所取建所に仕度、若し右場所上地仰付られ難くば新大橋向紀伊殿御屋敷會所地所に仰付られ度き旨を述べて居る。之れに對しては同月廿四日に右願の儀は取上げられず、必要あらば町奉行役宅、勘定奉行宅の内へ問屋共呼寄取調ぶるか、或は何れの場所にも在來の場所を假に充用すべく、會所開設、諸色捌方決定の上、地所を撰定すべしとなしてゐる。然るに翌二年二月重ねて會所地所の義に付伺書を出し、役宅等にて取調ぶるも差支なきが如くであるが、それにては威權がましく、新規の仕法を申談し商法を取極むるには不適當であるから、やはり前記二ヶ所の候補地を會所地所に仰せ付けられたき旨を上申して居る。

其後の事件の進行は文書に記す所なき故、明かでないが、多分其儘にて、この計畫も亦計畫として終つたものではないかと考へられる。

四、結 論

以上の安政二年及慶應元年の産物會所の計畫は、前者は商權を武家に回收することを第一の目

的とし、後者は物價下落を第一目的とせるが如くであるが、後者の場合に於ても既に述べし如く商權回收のことが述べられてをり、前者に於ても物價と全然無關係であるわけではなく、問屋組合の停止再興に關連して物價のことも論せられてゐるのであるから、趣意書の上にはあらはれた文言上に於ては、その動機に於て多少の差異ある如くであるが、その方策の上に於ては彼是同一であり、商賈の利權を幕府の手に收むる點に最も重大なる意義を有するものであらう。

慶應元年は安政二年より數へて十一年目に當つてをり、安政二年の計畫が、そのまゝ、連續的に引繼がれ討議を繼續して慶應元年の計畫となつたものでないことはいふ迄もないが、利權回收若くは物價引下方策に關する考が常に當局に存してゐたことは明かであり、計畫の内容についても兩者相似たる處があり、又池田播磨守は兩回とも町奉行として在職した者であるから、右兩回の計畫に多少の連絡あることは之を認めざるを得ざる處であらう。

慶應元年の計畫については更に注意すべきものがある。それは最初の伺書の中にある『右仕法は即各國に廣被行候貿易會舍の法に御座候』とあること是れである。私はこゝに會舍とあるは即ち會社であり、慶應三年の商社と同じく西洋のコンパニーのことであると考へる。而して産物會所設立の方法としては、前述の如く官民の共同出資によつて資金を集め、出資者に對する利益分配を認めてをるから、一種の會社組織たる性質を有するものとすべきであらう。況や會社組

織の移植に與つて力ありし小栗上野介が現に勘定奉行として在職せるに於てをや。會社設立計畫が既に慶應元年頃より内々評議のあつたことは、「徳川慶喜公傳」に載する所であるが、それが如何なる事實を指せるものであるかは明記する處なきが故、知ることを得ざるも、この慶應元年の産物會所の設立の如きは、少くともその評議の一つではないかと思ふ。否、その一たると否にかゝわらず、伺書に示せる處によりて考ふれば、之を以て西洋の會社組織を輸入せんとする一事實と斷じて不可なかるべしと信ずる。

物價政策の上より見て諸家國産の販賣に干渉を加へんとすることは、其例に乏しからざる處である。例へば前述の天保十三年の令の如き、或は米穀回送の制限若くは奨勵の如き、或は慶應三年七月に江戸大阪兩地に國産改所を置き、諸國産物の運送滯滞と價格騰貴とを制せんとせし如き¹⁰⁾その一例である。然し此等は本稿に説述せる産物會所、即ち幕府自らが商權を回收せんとするものと、其性質を異にすることはいふ迄もなき處である。

要するに幕府が産物會所を設けて商權を回收し、從來商人に壟斷せられたる利權をその手に收めんとしたることは、幕府自ら町人化せんとするに至つたことを示すものであり、時勢の變化を語るものといはなければならぬ。これ亦私の所謂幕末の新政策の一たるべきものである。¹¹⁾

8) 卷三、547頁
9) 著、徳川幕府の米價調節參照
10) 大阪、第二卷、763頁
11) 大撰稿、幕末の新經濟政策、(明治維新經濟史研究所收)參照